

第 17 号議案

桶川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

桶川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 10 年桶川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の防疫作業手当の特例)</p> <p>2 第9条に定めるもののほか、防疫作業手当は、職員が<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)</u>から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、市長が定めるものに従事したときに支給する。この場合において、第9条の規定は、適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の防疫作業手当の特例)</p> <p>2 第9条に定めるもののほか、防疫作業手当は、職員が<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))</u>である感染症をいう。<u>次項において同じ。)</u>から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、市長が定めるものに従事したときに支給する。この場合において、第9条の規定は、適用しない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 3 月 1 2 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。